

〔 制定 27 農会第 1733 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

第 1 趣旨

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故によって多大な影響を受けた福島県浜通り地域においてイノベーションによる産業基盤の再構築を目指す「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」が平成 26 年 6 月 23 日にとりまとめられた。本報告書では、革新的な先端農林水産業を全国に先駆けて実施することを通じて、地域の農林水産業の復興・再生を実現することとされている。これを受けて、国、福島県及び福島県浜通りや避難区域の 15 市町村により、農林水産分野の研究開発・実証プロジェクトの内容の具体化がなされており（「農林水産分野イノベーション・プロジェクト第 1 次とりまとめ」（平成 27 年 6 月 1 日イノベーション・コースト構想の具体化に関する農林水産分野検討分科会））、その着実な実施が課題となっている。

このため、プロジェクトの中心的課題である、ロボットなど先進的技術の開発・実証研究の取組を支援することとする。

第 2 事業の内容

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（以下「本事業」という。）は、福島県浜通りや避難区域の 15 市町村を対象とし、農林業に関する作業の効率化、省力化、軽労化に資するロボットの研究開発を行うものとする。

第 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が別に定める公募要領により応募した中から選定された団体とする。

第 4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、事業の開始前に当該事業の成果目標を第 5 に定める研究計画にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

第 5 事業の実施手続

- 1 第 2 の事業を実施する事業実施主体は、事務局長が別に定めるところにより、事業実施期間の初年度において研究計画を作成し、事務局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 第 2 の事業を実施する事業実施主体は、事務局長が別に定めるところにより、事業

実施計画を作成し、事務局長に提出して、その承認を受けるものとする。

3 2の事業実施計画については、年度ごとに作成するものとし、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、2の承認の手続を受けるものとする。

4 1の研究計画及び2の事業実施計画の重要な変更は、事務局長が別に定めるところによるものとし、その手続は、それぞれ1及び2に準じて行うものとする。

第6 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、事務局長が別に定めるところにより、事業実施状況及び事業実施完了を事務局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、事務局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、その結果を事務局長に報告するものとする。

2 事務局長は、1の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行い、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。

3 事務局長は、2の評価の結果を公表するものとする。

4 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表するものとする。

第8 推進指導

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 事業費の低減

事業実施主体は、本事業の実施に当たって、過剰な研究活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第11 委任

本事業の実施につき、必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。